

阪神・淡路大震災 復興に関する提言

平成七年五月

社団法人 再開発コーディネーター協会

平成7年5月22日

阪神・淡路大震災復興に関する提言

社団法人 再開発コーディネーター協会
会長 高山英華

今般の阪神・淡路大震災によって犠牲になられた方々に対し衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方々には、心からお見舞い申し上げるとともに、その生活・営業・住宅等の再建が一日も早く実現されるよう、祈念致します。

都市再開発に関するプロフェッショナルの団体としての社団法人再開発コーディネーター協会は、会員が日頃の研鑽によって培ってきた建設・法律・不動産・金融等多面的な知識経験とノウハウが、被災市街地の復興に活用されることを願っており、すでに被災者の復興相談等にボランティアとして専門家の派遣を行う等の活動を進めてきたところであります。

この未曾有の災害からの復興が、被災者の生活と被災市街地の再建を速やかに行うものであるとともに、わが国の諸都市を災害に対して安全で住みやすい街に生まれ変わっていく契機となることを願うものであります。

こうした観点から、関係当局におかれましては、以下の三点について特段のご配慮いただくよう提言いたします。

第一に、市街地再開発事業等に対する国及び関係地方公共団体の予算を確保するとともに、融資、税制等についても特段の措置を講ずること。

- ① 罹災地における再開発、共同建築等希望地区に対して、市街地再開発等調査、市街地再開発事業基本計画調査、まちなみデザイン推進事業等を積極的に推進すること。
- ② 従来からの市街地再開発事業の推進の支障とならないよう、復興支援予算を確保するとともに復興を促進するための上乗せ補助について検討を加えること。
- ③ 罹災地の特殊性に鑑み、仮設店舗・仮設住宅に対する補助を地域の実情に即したものとすること。
- ④ 市街地再開発事業施行者の事業資金のための公的融資を拡充されること。
- ⑤ 罹災地の特殊性に鑑み、転出者に対する税制上の特例措置の拡充等を図ること。

第二に、復興事業の中心となる強力な組織の活用を図ること。

- ① 復興にかかわる国の政策を反映し、地方公共団体の意向に応じて、一定の範囲で行政機能の委託をも受けられる事業組織として、住宅・都市整備公団、兵庫県住宅供給公社等の積極的活用を図ること。
- ② 民間コンサルタント・建設・不動産・金融等の分野に蓄積された人材、技術、ノウハウ・資金等を活用して復興再開発を推進するため、市街地再

開発事業等の施行と施設の管理運営を行う再開発会社を、公共と民間の出資により創設することを早急に検討すること。

第三に、罹災地における再開発事業、共同建築、マンションの復興等にあたり、再開発プランナー等再開発技術者の積極的活用を図ること。

- ① 復興にかかわる個人施行・組合施行の再開発事業、任意の共同建築等については、再開発プランナー等の専門技術者の参加が不可欠であり、今後長期にわたり復興活動が続けていくためにはプロフェッショナルとしての適切な報酬が必要である。被災地の実情から初動期の費用については、地方公共団体の助成等、所要の予算措置をされたい。
- ② マンションの復興にあたっては、基本的に建設に当たったディベロッパー、建設会社等が対応することとなるが、高齢入居者、二重ローン等資金の問題もあり、公的機関による土地の買上げ、賃貸住宅の提供等が必要な場合があると考えられる。問題解決の手段を提案し、関係者の調整と事業の推進を図るためには第三者的な立場での相談・指導・調整を行なう専門家が必要である。そのためには、再開発コーディネーター、再開発プランナー等の派遣制度について早急な措置をされたい。

以上、申し述べた各般の施策に対する期待の一部は、既に政府の施策として実現に向けて動き出しておりますが、一層のご配慮をお願い申し上げます。

以 上